

## 第 4 章 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援

### 第 1 節 いじめ・不登校、児童虐待防止対策等の推進

#### 1 いじめ・不登校等対策

##### 【現状と課題】4-1-1

いじめの問題はこれまでも最重要教育課題の一つとして、本県独自に「いじめ対策ハンドブック」、「非行防止教室資料」等を作成するとともに、長崎県いじめ防止基本方針を策定し、その未然防止や早期発見・早期解消に努めています。

本県公立学校の不登校児童生徒数は増加傾向にあり、個々の状況に応じた支援を行う必要があります。

いじめや暴力行為などの問題行動や不登校などの諸課題の背景には、本人の内面的な不安や課題、家庭や学校生活でのストレスなど様々な理由が考えられます。これまでも、本県では、子どもたちの心の健康状態の把握や、悩み・ストレスを解消するため教育相談体制を充実させる取組を行ってきました。しかしながら、問題行動や諸課題の深刻化、長期化などにより、学校の教育相談機能のニーズは更に高まり、教職員の教育相談に関するスキルの向上も求められています。

ひきこもり、不登校等への対応については、学校、児童相談所、保護司、警察、地域ボランティア等が、情報を共有し、連携して地域社会全体で対応することが必要です。

いじめには、無視や仲間はずれ、身体的攻撃、ネット上での誹謗中傷など心理的又は物理的な影響を与える様々な形態があり、こういった陰湿な行為が繰り返されることで被害者は大変な苦痛を受けています。平成 25 年 9 月 28 日に施行された、「いじめ防止対策推進法」により、いじめが禁止されるなど、いじめの問題は重大な人権侵害であるとして社会全体で取り組むべき問題になっています。

##### 【具体的施策】4-1-1

学校における生徒指導の充実及び非行防止教室等の実践など、小中・中高の校種間、学校と家庭・地域・関係機関等が連携した取組を通して、児童生徒の規範意識や、自ら正しく判断し、責任をもって行動する力、自己肯定感を育成します。

(児童生徒支援課)

すべての公立小・中・高・特別支援学校において保護者や地域住民が学校を訪れ、授業参観や子どもたちとの交流、教師との語り合い等に取り組む「長崎っ子の心を見つめる教育週間」を継続実施し、命を大切にする心や思いやりの心とあこがれや将来への志を持ち、規範意識の高い「心豊かな長崎っ子」の育成をさらに推進します。また、「長崎っ子さわやか運動」の充実を図り、学校・家庭・地域がともに道徳教育に取り組む教育環境づくりを推進するほか、あいさつや礼儀等の社会性や規範意識など公共の精神を育成します。

【2-3-2(1)、4-1-1 掲載】( 児童生徒支援課 )

不登校 やいじめなど、児童生徒が抱える心の問題や発達上の課題等への対応を適切に行うため、状況に応じて学校にスクールカウンセラー を適切に配置するとともに、スクールカウンセラー未配置校には、臨床心理士などを派遣します。さらに、スクールソーシャルワーカー の配置や、24時間子供SOSダイヤル(親子ホットライン) やメール相談、SNS 相談など、教育相談体制の充実引き続き取り組みます。また、「カウンセリングリーダー養成研修」等の実施により教職員の教育相談に関する資質の向上に努め、教職員とスクールカウンセラー等の一層の連携を図ります。

【4-1-1、5-2-2(4)掲載】( 児童生徒支援課 )

私立学校へのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー配置のための経費に対し助成し、児童生徒へのきめ細かな対応ができる環境整備を支援します。

【2-1-4(5)、2-1-5(6)、4-1-1 掲載】( 学事振興課 )

いじめや不登校などをはじめとする問題等を抱える児童生徒への対応については、学校、保護者、PTA、行政機関、医療機関、専門家などと連携して、地域全体での支援を推進します。

【2-1-5(6)、4-1-1 掲載】( 児童生徒支援課 )

「いじめ防止対策推進法」及び「長崎県いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見及び対処に努めます。

( 学事振興課、こども未来課、児童生徒支援課 )

児童生徒が「ネット上のいじめ」の被害者にも加害者にもならないために、掲示板等に誹謗・中傷の書き込みをしないなど、インターネット利用のマナーの普及啓発を図ります。

( こども未来課、児童生徒支援課 )

市町を中心とした関係機関で構成される要保護児童対策地域協議会において、非行、ひきこもり、不登校についても、関係機関と情報交換を密にするなど、連携して取り組みます。

( こども家庭課 )

警察においても、いじめに対して必要な対応を的確に行うため、学校等との連携を緊密に行い、事案ごとに最も効果的な解決策及び再発防止策を講ずるように努めます。

(警察本部少年課)

#### 【数値目標】4-1-1

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
スクールカウンセラーの配置校数	H30	280 校	R5	300 校

## 2 児童虐待防止対策の充実

### (1) 児童相談所の体制の強化

#### 【現状と課題】4-1-2(1)

近年における少子化や核家族化の進行、家族や地域の養育力の低下などにより、子育て家庭が抱える不安や悩みが顕在化しています。これに伴い、全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は年々増加しており、虐待により子どもが死亡する大変痛ましい事件が発生するなど社会的に大きな問題となっています。児童虐待については、一義的な相談窓口として市町が対応しておりますが、県としても、こども・女性・障害者支援センター（児童相談所）が、虐待通告後 24 時間以内に安全確認を行うとともに、市町や施設等を支援する体制を整備しています。

#### 【具体的施策】4-1-2(1)

こども・女性・障害者支援センターにおいて、児童虐待防止総合対策事業等を通じて、児童虐待の早期発見・早期対応の促進、被虐待児童の心のケア及び虐待を加えた保護者への指導・支援体制を整備します。

(こども家庭課)

### (2) 市町や関係機関との役割分担及び連携の推進

#### 【現状と課題】4-1-2(2)

児童虐待を防止し、すべての児童を心身ともに健やかに育成していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援に至るまでの総合的な支援を講じるとともに、市町や医療、保健、教育、警察等関係機関が適切に役割を分担し、連携して子どもを守るという支援体制を整備していく必要があります。このため、県内の全市町において関係機関が連携して効果的な支援を行う要保護児童対策地域協議会を設置していますが、要保護

児童対策地域協議会の活性化を図るため、こども・女性・障害者支援センターでは、支援体制を強化し、積極的な支援をしています。

#### 【具体的施策】4-1-2(2)

市町が実施する乳児家庭全戸訪問事業、子育て世代包括支援センター等により得られた要支援家庭の情報が、要保護児童対策地域協議会の各機関に共有され、こども・女性・障害者支援センターの支援が必要な事例は、確実に事案が送致されるように市町との連携を強化します。

(こども家庭課)

児童虐待に適切に対応するため、市町や関係機関と要保護児童対策地域協議会で全ての在宅の児童虐待事案について情報共有し、役割分担を明確化する等更なる連携強化を図ります。

(こども家庭課)

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、こども・女性・障害者支援センターによる市町への技術的支援を行うとともに、県による市町職員の資質向上のための研修を実施します。

(こども家庭課)

全市町において子ども家庭総合支援拠点の設置を促進します。

(こども家庭課)

その他、地域での児童虐待の早期発見、早期対応が図れるよう、県民総ぐるみの児童虐待防止に向け、啓発を行います。

(こども家庭課)

警察においては、児童虐待を認知した場合は児童相談所へ通告を行うなど、迅速かつ適切な対応に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会等により、児童相談所や市町等関係機関と情報を共有して連携の強化に努めます。

(警察本部少年課)

### (3) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

#### 【現状と課題】4-1-2(3)

全国的に児童相談所における児童虐待相談対応件数が増加する中、平成22年に本県でも虐待による死亡事例が発生しており、このような痛ましい事件を防ぐためにも再発防止に向けた取り組みが必要となっています。

#### 【具体的施策】4-1-2(3)

児童虐待による死亡事例等児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例が生じた場合、検証組織として設置された長崎県福祉保健審議会児童福祉専門分科会措置・検証部会を中心に検証作業を行うと

ともに、全国における死亡事例等の検証結果等を踏まえ、必要な措置を講じることにより本県における同様な事例の発生防止に努めます。

(こども家庭課)

### 3 社会的養護体制の充実

#### (1) 家庭的養護の推進

##### 【現状と課題】4-1-3(1)

虐待等子どもの抱える背景の多様化等が問題となる中、虐待を受けた子ども等で、保護者を支援した上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、家庭における養育環境と同様の環境下で愛着関係を形成しつつ養育を行うことが重要となっています。

##### 【具体的施策】4-1-3(1)

家庭養育優先原則を実現できるよう、里親・ファミリーホームのリクルート、研修、支援に至るまでの一連の過程を、切れ目なく一貫した体制で支援できる民間フォスタリング機関を設置することを検討します。

【4-1-3(1)、4-1-3(5)掲載】(こども家庭課)

家庭的な環境における子どもの養育を推進するため、里親・ファミリーホームの周知啓発を行うとともに、里親不在地域においてターゲットを絞る等実効性のあるリクルートを実施します。

(こども家庭課)

里親・ファミリーホームの養育力向上を図るため、各種研修を充実します。

(こども家庭課)

里親・ファミリーホーム支援の充実強化策として、施設に里親支援専門相談員の配置を促進します。

(こども家庭課)

##### 【数値目標】4-1-3(1)

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
社会的養護における里親等への委託措置率	H31	16.1%	R6	29.9%
里親支援専門相談員の配置数	H31	7 施設	R6	10 施設

## ( 2 ) 施設機能の見直し

## 【現状と課題】 4-1-3(2)

すべての子どもは、地域社会の中で、安心して自分をゆだねられる養育者によって、一人一人の個別的な状況が十分に考慮されながら養育されるべきであり、家庭環境では養育が困難なケアニーズが高い子ども等については、「できる限り良好な家庭的環境」すなわち小規模かつ地域分散化された施設で養育することが必要です。

また、子どものケアニーズが非常に高い場合の専門的なケアや、家庭的な生活をすることに拒否的になっている子どもに対して、早期の家庭復帰や里親 委託等に向けた専門的な支援や自立支援を含め、更に専門性の高い施設養育を行うことが必要です。

また、これまで施設が培ってきた豊富な経験による子どもの養育の専門性を、施設養育の高機能化に発展させていくことはもとより、社会的養育を充実・強化するための地域社会における貴重な資源として、在宅支援や里親支援などの多機能化・機能転換を図る中で発揮していく必要があります。

## 【具体的施策】 4-1-3(2)

施設の小規模化かつ地域分散化が進む中、施設において即戦力として活躍できるような職員を確保していくため、保育の仕事合同面談会への参加や潜在保育士の活用を促進します。

【4-1-3(2)、4-1-3(5)掲載】(こども家庭課)

長崎県児童養護施設協議会が施設職員等の専門性向上を図るため実施する各種研修について、企画・実施等に協力します。

(こども家庭課)

地域の関係機関との連携強化を図るとともに、支援が必要な家庭に対する相談・通所・在宅支援等の充実を図るため、施設の市町要保護児童地域対策協議会への参画を促進します。

(こども家庭課)

## 【数値目標】 4-1-3(2)

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
児童養護施設、乳児院 等のリーダー職員及び基幹的職員養成のための資質向上研修受講者数(累計)	H27 ~ H30	120 人	R1 ~ R4	120 人以上

### (3) 家庭支援機能の強化

#### 【現状と課題】4-1-3(3)

家庭支援機能を強化するためには、児童相談所の体制を強化するとともに、市町や児童家庭支援センター等の関係機関との役割分担及び連携を推進する不断の取り組みが必要です。

#### 【具体的施策】4-1-3(3)

こども・女性・障害者支援センター、市町、児童家庭支援センター等関係機関の連携を強化するため、連絡協議会を開催します。また、児童家庭支援センターの機能強化を図るため、技術的支援をします。

(こども家庭課)

全ての市町において、子ども家庭総合支援拠点の設置を促進します。

(こども家庭課)

### (4) 自立支援策の強化

#### 【現状と課題】4-1-3(4)

社会的養護のもとで育った子どもは、施設等を退所後、保護者等から支援を受けられない場合が多く、退所後の生活や就労において様々な困難に突き当たるため、社会的に自立できるよう継続的に支援を行うことが重要となっています。また、将来の社会的自立のために、施設等の子どもの学力向上と就職に有利な資格等の取得を支援することが必要となっています。

#### 【具体的施策】4-1-3(4)

里親や児童養護施設等への措置が解除となった子ども等に対し、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合は、原則22歳に達する日の属する年度末まで、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を行います。

(こども家庭課)

施設等の子どものうち、高校・大学等への進学、就職に必要な資格等の取得について、国の制度等を活用し支援します。

(こども家庭課)

### (5) 社会的養護の質の確保

#### 【現状と課題】4-1-3(5)

児童福祉施設には、虐待等さまざまな課題を抱えた子どもが入所し、それ

に対応するためには、施設職員の専門性と質の向上を図る必要があります。また、里親 についても、子どもの状態に応じた養育ができるよう、基本的な養育技術の向上を図る必要があるほか、被虐待児、非行児、障害児等にも専門性を持って対応できる里親を増やすことが必要となっています。

#### 【具体的施策】4-1-3(5)

代替養育の質を確保するため、長崎県児童養護施設協議会が行う施設職員等の専門性向上を図るため実施する各種研修について、企画・実施等に協力するとともに、こども・女性・障害者支援センター による技術的支援を強化します。

(こども家庭課)

家庭養育優先原則を実現できるよう、里親・ファミリーホーム のリクルート、研修、支援に至るまでの一連の過程を、切れ目なく一貫した体制で支援できる民間フォスタリング機関を設置することを検討します。

【4-1-3(1)、4-1-3(5)掲載】(こども家庭課)

乳児院 や児童養護施設、児童家庭支援センター、里親会などの里親支援機関に加え、市町、学校、保育所、幼稚園、認定こども園及び医療機関についても支援者として位置づけ、里親養育を理解し支援する体制を整備します。

(こども家庭課)

施設の小規模化かつ地域分散化が進む中、施設において即戦力として活躍できるような職員を確保していくため、保育の仕事合同面談会への参加や潜在保育士 の活用を促進します。

【4-1-3(2)、4-1-3(5)掲載】(こども家庭課)

### (6) 子どもの権利擁護の強化

#### 【現状と課題】4-1-3(6)

子どもの保護及び支援に当たって、子どもの意見表明権を保障する仕組みについても整備が必要となっています。

児童福祉施設や里親のもとで生活する子どもは、家庭で虐待を受けたことなどに起因して、対人関係の不調や反社会的行為などの課題を抱えながら生活していることがあるため、適切な支援を受けながら、安心・安全な生活環境を保障することが重要です。こうした現状においては、支援場面で、子どもと職員(養育者)間、あるいは子ども間での暴力が起こるリスクがあり、これが、被措置児童等虐待という子どもの人権を侵害する事態にな



らないよう、被措置児童等虐待を予防するとともに、虐待が発生した場合に適切な対応がとれる体制の整備が必要となっています。

#### 【具体的施策】4-1-3(6)

権利ノートの活用等により、意見の申し立てに適切に対応する体制を構築します。

(こども家庭課)

施設等での児童虐待を予防するため、施設等への技術的支援を強化します。

(こども家庭課)

施設等において虐待が発生した場合には、「被措置児童等虐待対応マニュアル」に基づき、子どもの人権に最大限配慮しながら、適切に対応します。

(こども家庭課)

施設に対して、国が示した社会的養護施設の運営指針に基づき第三者評価及び自己評価を確実にいき、養育・支援等の向上に努めるよう指導します。

(こども家庭課)

## 4 非行少年の立ち直り支援

#### 【現状と課題】4-1-4

家庭や地域における児童の養育機能の低下に伴い、非行少年に対応し相談を受け指導したり、家庭や学校等において適応できない児童を受け入れ、立ち直りを支援していくための体制の充実が必要となっています。

問題のある少年の立ち直りを支援するために多数の関係機関が関わるようになってきています。関係機関の情報の共有に基づき、それぞれの機関が適切に関わっていく必要があります。

#### 【具体的施策】4-1-4

こども・女性・障害者支援センター においては、非行児童に関する相談を受け、必要な助言・指導等を行うとともに、関係機関と連携しながら早期立ち直りができるように支援します。

(こども家庭課)

児童自立支援施設においては、入所により規則正しい生活を確保し、個々の児童の状況に応じて立ち直りに向けた必要な指導を行うとともに、関係機関との連携を強化しながら、家庭復帰や就職等による自立を支援します。

(こども家庭課)

警察では、問題のある少年の立ち直りやその家庭（保護者）を支援する活動を少年警察活動の重要な活動の一つとしています。少年サポートセンターを中心とし、地元警察署と連携して、こども・女性・障害者支援センター、学校、保護司、少年警察ボランティアなどの関係機関・団体と適切な役割分担の下、継続補導、家庭訪問活動等により、家庭や少年に対してきめ細かな継続支援を推進します。

（警察本部少年課）

少年の街頭補導や相談を実施する各市少年センターと連携しながら、少年の健全育成を推進します。

（こども未来課）

## 第 2 節 障害児施策の充実

### 1 障害のある子どもと親への支援

#### 【現状と課題】 4-2-1

特別支援教育を全県的、中・長期的な視点に立って、計画的に推進していくために、県としての基本方針や施策の方向性を示した「長崎県特別支援教育推進基本計画」を策定し、本県の特別支援教育の推進に取り組んでいます。

障害児の医療と療育の専門機関として、県立こども医療福祉センターにおいて、障害のある子ども達を対象とする医療を提供し、地域における療育活動の支援を行っています。身近な地域で支援が受けられるような療育体制の整備が求められており、こども医療福祉センターでは、地域の中核的な療育支援機関である「児童発達支援センター」やその他の障害児通所支援事業所等に対する高度な専門的支援の実施や人材育成を進める役割なども求められています。

発達障害等を含む「特別な配慮が必要な子ども」を早期発見し、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点で一貫した教育的支援を行う必要があります。そのためには障害のある幼児児童生徒一人一人について支援の内容等を記載した個別の教育支援計画を適切に作成・活用していくことが重要です。また、関係する教職員は「特別な配慮が必要な子ども」を理解し、「気づく目」を養うことが必要です。

特別支援学校においては、教職員の専門性や指導力を高め、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能を今後も一層充実していく必要があります。

障害のある子どもが、生涯にわたって自立し、社会参加していくためには職業的な自立を果たしていくことが重要です。障害者を取り巻く雇用環境は、平成 30 年度の障害者の就職件数と就職率が過去最高となるなど、年々改善されていますが、令和元年 6 月時点で雇用義務のある県内企業の約 4 割が法定雇用率未達成であるなど、未だ厳しい側面もあります。特別支援学校においては、教育、労働、福祉等の関係機関が一体となって早期からのキャリア教育や職業教育を一層充実するとともに、就労支援に取り組んでいく必要があります。

障害があっても地域で安心して暮らせる社会を構築するため、就労支援の強化や地域移行の推進を図ることを目指して、平成 18 年 10 月より市町村地域生活支援事業の中に日中一時支援事業として事業化され、障害児の日中における活動の場(見守り等の支援)が確保されるようになりました。

身体に障害のある子どもに対しては、必要な手術等の医療（育成医療）の公費負担を行っています。

重症心身障害児等の医療的ケアが必要な小児 等に対する支援は、地域間で格差があるため、住み慣れた地域において支援が受けられるよう支援体制の整備が必要です。

#### 【具体的施策】4-2-1

障害のある子ども一人ひとりに必要な専門性の高い療育 を提供するため、県立こども医療福祉センターの療育機能を充実します。また、障害児療育に関する高い知識・技術に基づく、地域療育機関等に対する職員派遣や療育機関等職員への研修等による指導を行うとともに、離島など療育機関が不足している地域への巡回療育相談を実施し、障害のある子ども達の地域生活を支援します。

【4-2-1、4-2-2 掲載】(障害福祉課)

保育所、幼稚園、放課後児童クラブにおいて障害のある子どもをはじめ、特別な支援を要する子どもの受入れを促進します。

【4-2-1、4-2-2 掲載】(こども未来課)

乳幼児期からの発達段階に応じた適切な指導や支援体制を整備し、保護者等への早期からの相談支援や情報提供の充実を図ります。また、個別の教育支援計画の作成・活用等により、保護者、学校と医療、福祉等の関係機関との連携に努めます。加えて、幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校、高等学校における、校（園）内支援体制の質的な整備と継続した支援の充実を図るため、特別支援教育に関する実践研究で開発した保護者と学校等が子どもを同じ視点で捉えるための「見守りシート」を普及させるとともに、体系的・継続的な教職員研修等を通して、特別支援教育に携わる教職員一人一人の専門性向上に努めます。

【4-2-1、4-2-2、7-2 掲載】(こども未来課、特別支援教育課)

すべての特別支援学校において、地域の幼稚園等、小学校、中学校、高等学校への相談支援を行ったり、就学前の子どもやその保護者の教育相談を行ったりするなどの支援・相談活動の充実を図ります。

(特別支援教育課)

特別支援学校においては、在籍する児童生徒の発達段階等に応じたキャリア教育 を積極的に推進するなど、職業教育の一層の充実を図るとともに、関係機関と連携し、企業側の障害者雇用への理解促進を図るなど、就労支援の充実に努めます。

【2-1-5(6)、4-2-1 掲載】(特別支援教育課)

障害児の療育の場を確保し、障害児の家族の就労支援及び障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息等を目的とする日中一時支援事業を市町が円滑に取り組めるよう引き続き支援します。

(障害福祉課)

身体に障害のある 18 歳未満の児童で、手術等により改善が見込まれる子どもを対象に、医療費の助成を行います。

(こども家庭課)

精神または身体に障害がある満 20 歳未満の児童を家庭において監護している父または母等に特別児童扶養手当 を支給します。

【2-1-6、4-2-1 掲載】(こども家庭課)

重症心身障害児等の医療的ケアが必要な小児等を日常的に介護している家族の負担を軽減するため、在宅重症心身障害児者短期入所支援事業を引き続き実施します。

(障害福祉課)

県及び市町(圏域単位)において、医療的ケアが必要な小児等支援のための協議の場を設置し、地域のニーズを把握するとともに、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の一層の連携を図っていきます。また、医療的ケアが必要な小児等の地域での受入体制を調整するキーパーソンであるコーディネーターや支援者の養成を継続して実施します。

(障害福祉課)

医療的ケアが必要な小児等が、保育所等の利用を希望する場合、その受け入れが可能となるよう、マニュアルを作成するなど、市町及び保育所等を支援します。

(こども未来課)

#### 【数値目標】4-2-1

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
公立の幼・小・中・高等学校における個別の教育支援計画作成率	R1	93.6%	R6	95%以上

## 2 発達障害のある子どもと親への支援

### 【現状と課題】4-2-2

発達障害者支援法に基づき市町が行う早期発見・早期相談支援をはじめとする、保健・医療・福祉・教育等の各分野の施策が、体系的かつ円滑に実施されるよう、県は、専門的・広域的な観点から支援することが求められています。

発達障害者支援センターは、発達障害児(者)に対する支援を総合的に行う拠点として、発達障害者(児)やその家族からの相談に応じ、発達や就労等の支援を行うとともに、発達障害に対する理解を深めるため、普及啓発及び研修等を行っています。

### 【具体的施策】4-2-2

発達障害により、特別な支援を要する子どもが、成長(ライフステージ)に合わせ、適切な支援をスムーズに受けられるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係者が連携し、さらに支援体制の整備・充実に努めます。

- ・発達障害を早期に発見し、早期の支援に繋がれるよう、乳幼児健診や5歳児健診等の充実に努めます。
- ・市町の関係者や保育所・幼稚園・学校の職員等の資質向上を図るため、ティーチャー・トレーニング等の技術研修を行うとともに、発達障害の正しい知識の周知・啓発等に努めます。
- ・子育てに難しさを抱える保護者に対する子育て支援の一つとして、ペアレント・プログラムの普及を図るため、普及の中心となる支援者を育成し、保護者支援の充実に努めます。

(こども家庭課)

発達障害者支援センターは、発達障害に対する支援を総合的に行う拠点として、発達や就労などの相談に応じ、適切な指導・助言を行うとともに、各関係機関との連携強化による地域支援体制の整備を図ります。また、発達障害に関する啓発活動も積極的に展開します。

(こども家庭課)

障害のある子ども一人ひとりに必要な専門性の高い療育を提供するため、県立こども医療福祉センターの療育機能を充実します。また、障害児療育に関する高い知識・技術に基づく、地域療育機関等に対する職員派遣や療育機関等職員への研修等による指導を行うとともに、離島など療育機関が不足している地域への巡回療育相談を実施し、障害のある子ども達の地域生活を支援します。

【4-2-1、4-2-2 掲載】(障害福祉課)

保育所、幼稚園、放課後児童クラブにおいて障害のある子どもをはじめ、特別な支援を要する子どもの受入れを促進します。

【4-2-1、4-2-2 掲載】(こども未来課)

乳幼児期からの発達段階に応じた適切な指導や支援体制を整備し、保護者等への早期からの相談支援や情報提供の充実を図ります。また、個別の教育支援計画の作成・活用等により、保護者、学校と医療、福祉等の関係機関との連携に努めます。加えて、幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校、高等学校における、校（園）内支援体制の質的な整備と継続した支援の充実を図るため、特別支援教育に関する実践研究で開発した保護者と学校等が子どもを同じ視点で捉えるための「見守りシート」を普及させるとともに、体系的・継続的な教職員研修等を通して、特別支援教育に携わる教職員一人一人の専門性向上に努めます。

【4-2-1、4-2-2、7-2 掲載】(こども未来課、特別支援教育課)

【数値目標】4-2-2

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
ペアレント・プログラム 支援者数	R1	14 人	R3～R6 (毎年)	24 人

### 第 3 節 ひとり親家庭等 の自立支援の推進

#### 1 相談・情報提供の強化

##### 【現状と課題】 4-3-1

ひとり親家庭等は、子育てと生活の担い手という二重の役割を 1 人で担うことから、子育て、就労、生活などの面で様々な困難に直面しますが、このような状況の中で、福祉事務所毎に配置された母子・父子自立支援員は、地域におけるひとり親家庭の母等に対する身近で総合的な相談窓口として重要な位置づけとなっており、相談者の様々な状況に応じたきめ細かな相談を行っています。また、平成 17 年度から設置している「長崎県母子家庭等自立促進センター」について、平成 23 年度から父子家庭も支援対象とし、「長崎県ひとり親家庭等自立促進センター」に改名し、面接や電話による相談を実施しています。各種支援策の活用を促進するためには、相談員の資質の向上や様々な手段による情報提供が必要です。

##### 【具体的施策】 4-3-1

福祉事務所における母子・父子自立支援員の研修を充実する等、相談者の様々なニーズに対応できるよう母子・父子自立支援員の資質の向上を図ります。

(こども家庭課)

県及びひとり親家庭等自立促進センターのホームページによる情報提供の充実を図るとともに、マザーズサロン やハローワーク等他機関との連携による就労情報の提供を行います。

(こども家庭課)

現行の支援制度を記載したパンフレットを作成し、周知を行います。

(こども家庭課)

#### 2 子育て・生活支援の充実

##### 【現状と課題】 4-3-2

ひとり親家庭は、仕事と子育ての両立に困難を感じており、平成 29 年度児童扶養手当 受給者を対象としたアンケート結果からも家計に関することや、子どもの教育(進学)に関する悩み、自分の健康に関する悩み、住居に関する悩み、親族の健康に関する悩み、家事に関する悩み等を抱えているという結果があることから、ひとり親日常生活支援事業の充実や保育所や公営住宅の優先入居等地域における様々な保育サービス・子育て支援サービスによる支援を行っています。さらに個々の状況に応じた支援の充実を図り自立を促進する必要があります。



## 【具体的施策】4-3-2

ひとり親家庭の保育所の優先入所に努めるとともに、病児保育等の実施について市町に働きかけを行います。

(こども未来課)

ひとり親家庭が生活していくうえで、色々な問題を解決したり、子どもが精神的に安定するように、生活支援に関する講習会やひとり親家庭等が定期的に集い、互いの悩みをうち明けたり、相談し合う場を設けるなどのひとり親家庭等生活支援事業を市町において推進するよう働きかけを行います。

(こども家庭課)

ひとり親家庭の子どもは、日頃から親と過ごす時間も限られ、家庭内でのしつけや教育等が十分に行き届きにくいことから、ひとり親家庭の子どもの悩みの相談を行いつつ基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供を行い、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る子どもの生活・学習支援事業を市町において推進するよう働きかけを行います。

(こども家庭課)

ひとり親家庭が自立促進のため、一時的に生活援助や子育てに対する支援が必要となった場合に、家庭生活支援員を派遣して実施するひとり親家庭等日常生活支援事業を市町において推進するよう働きかけを行います。

(こども家庭課)

県営住宅の定期募集の際、ひとり親家庭向けの優先入居枠を設けるとともに、市町営住宅における優先入居についても、さらに働きかけを行います。

(こども家庭課、住宅課)

## 【数値目標】4-3-2

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
生活支援講習会・情報交換事業参加人数	H30	654人	毎年	672人

## 3 就労支援の推進

## 【現状と課題】4-3-3

平成29年度児童扶養手当受給者を対象としたアンケート結果によると、母子家庭の母の8割強が就労しているが、その中で臨時・パート等の不安定な雇用形態の者が3割強を占めています。また、収入は200万円未満が

67.1%を占めており、家計に関する悩みが72.3%と一番の悩みとなっています。同じく父子家庭におけるアンケート結果についても9割強が就労していますが、年収は全国平均と比較しても低く、300万円に満たない世帯が7割を占めており、家計に関する悩みも抱えています。

新規就労者に対しては、自立につながるような勤務形態の事業所への就労支援が必要です。

小さな子どもを抱えたひとり親が安心して働ける環境の整備が必要です。

臨時・パート等の不安定な雇用形態からの転職を支援し、併せて資格取得のための環境整備の必要があります。

婦人保護施設等を退所したDV被害者等への自立支援は、精神的なケアが必要でありきめ細かな支援策が必要です。

#### 【具体的施策】4-3-3

ひとり親家庭（DV被害者を含む）の自立促進を図る長崎県ひとり親家庭等自立促進センターでは、就業相談・就業支援講習会・求人開拓を行っていますが、職業紹介等を行う企業、マザーズサロン及びハローワークとの連携により専門的な就業支援を推進します。

（こども家庭課）

福祉事務所が実施する母子・父子自立支援プログラム策定事業を県内全域で実施するよう働きかけを行うとともに、児童扶養手当事務との連携によりハローワークとのチーム支援による就労を促進します。

（こども家庭課）

民間事業者に対し、ひとり親家庭の母及び父の優先雇用その他就業の促進を図るために必要な協力を求めるように努めることとし、優先的に雇用した企業に対する助成金制度等の情報を事業主に提供し、ひとり親家庭の母又は父の雇用促進を図ります。

（こども家庭課）

ひとり親家庭等の就業に結びつく可能性の高い技能の修得のため、給付金の支給と貸付金の貸付、講習会の開催を行うとともに、他機関が実施する職業訓練の情報を提供します。

（こども家庭課）

職業訓練を受講しているひとり親家庭の母等の求職者に対し、引き続き訓練手当の給付を行います。

（雇用労働政策課）

国が行う母子家庭の母の就業の促進を図る優良企業等の表彰について、県内企業の推薦を行います。

(こども家庭課)

婦人保護施設等を退所したDV 被害者等に対し、役所や裁判所への同行支援や、ひとり親の就業相談、就職準備や就業に役立つ講習会等の開催など自立を促進するきめ細やかな支援を行います。

(こども家庭課)

#### 【数値目標】4-3-3

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
ひとり親家庭の父母の就職者数(累計) 下段<>内は県事業分の 単年度実績及び目標人数	H26～ H30 <H31>	3,213人 <123人>	R2～R6 <毎年>	3,300人 <100人>

## 4 養育費確保の推進

#### 【現状と課題】4-3-4

ひとり親世帯を対象とした厚生労働省の調査(平成28年度全国ひとり親世帯等調査)によると、養育費の取り決めをしているひとり親世帯の割合は39.7%となっていますが、現在も養育費を受けているひとり親世帯の割合は21.2%と低く、取り決めが行われていても履行されていない場合が多くみられます。民法においても、協議上の履行を行うときは子どもの利益を最優先して養育費等について協議で定めるべき事項と明記されており、養育費は、子どもの健やかな成長に欠かせないものであることから、養育費の取り決めや取得促進の啓発を行うことが必要であり、養育費相談は、長崎県ひとり親家庭等自立促進センターにおいて弁護士による法律相談を実施し、出前相談会も地域で開催しています。

#### 【具体的施策】4-3-4

ひとり親家庭等自立促進センター事業において、養育費の取得等について、地域の日本司法支援センター等の専門的相談窓口を通じての相談を含め、弁護士による法律相談を行います。

(こども家庭課)

福祉事務所設置の母子・父子自立支援員に対し、養育費の取得等についての研修を実施し、身近な地域においても相談が受けられる体制づくりを行います。

(こども家庭課)

## 5 経済的支援の充実

### 【現状と課題】4-3-5

平成 29 年度児童扶養手当 受給者を対象としたアンケート結果によると、ひとり親家庭の収入は、200 万円未満が 6 割強を占めています。母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、母子父子寡婦福祉資金貸付金、児童扶養手当、医療費助成等の経済的支援を実施しています。

### 【具体的施策】4-3-5

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対する母子父子寡婦福祉資金貸付金、児童扶養手当、医療費助成等の経済的支援については引き続き実施します。  
【2-1-6、4-3-5 掲載】(こども家庭課)

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対する母子父子寡婦福祉資金貸付金や児童扶養手当などの制度が円滑に運用できるように、母子・父子自立支援員への研修を実施します。  
(こども家庭課)

ひとり親家庭の親が通勤する際の J R 定期乗車券の 3 割引制度、年金、所得税および住民税の控除等の優遇措置の情報を提供します。  
(こども家庭課)

ひとり親家庭などの放課後児童クラブ の利用について、利用料の助成を行います。  
【2-1-6、4-3-5 掲載】(こども未来課)

## 6 市町・関係機関団体との連携及び協働

### 【現状と課題】4-3-6

ひとり親家庭等への支援策については、身近な地域においてきめ細かに実施することが求められており、国の施策も各市町が実施主体として実施することが可能な事業が多くあります。

長崎県母子寡婦福祉連合会の各地区における母子会 活動は、地域でのひとり親家庭の福祉の向上に重要ですが、会員の高齢化や加入率の低下が課題となっています。

### 【具体的施策】4-3-6

ひとり親家庭等への国等の支援事業が県内全域で実施されるよう市町に働

きかけを行うとともに、市町におけるひとり親家庭等自立促進計画の策定について助言を行います。

(こども家庭課)

母子会 活動の活性化のために、組織強化への支援を行うとともに、各種事業を通して若いひとり親家庭の加入促進を図ります。

(こども家庭課)

母子福祉団体に対する受注機会の増大に努めます。

(こども家庭課)

#### 第4節 子どもの貧困対策

##### 【現状と課題】4-4

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるよう、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」等に基づき、令和2年度を始期とする本県の新たな「長崎県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、計画に沿って、教育や生活などの支援を全庁的な取組として実施していきます。

##### 【具体的施策】4-4

具体的施策及び数値目標については、個別計画である「長崎県子どもの貧困対策推進計画」に記載。

(こども家庭課)